

監査告示第20号

令和3年10月6日

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義仁
同	片	平	孝市
同	奥	山	よしじろう

令和3年度第1回財政援助団体等監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体

ア 公益財団法人鹿児島市スポーツ振興協会

所在地 鹿児島市山下町15番1号

区分

(ア) 補助金等交付団体

補助金等の名称 公益財団法人鹿児島市スポーツ振興協会負担金
(所管課：スポーツ課)

負担金の交付額 62,099,000円（令和2年度決算額）

(イ) 出資団体

出資金の名称 公益財団法人鹿児島市スポーツ振興協会出捐金
(所管課：スポーツ課)

出資金の額 3,000,000円

イ 株式会社ニチガスクリエイト

所在地 鹿児島市城南町7番8号

区分 公の施設の指定管理者

施設名 (ア) 市民体育館 (所管課：スポーツ課)

委託費の額 23,614,800円 (令和2年度決算額)

(イ) 鴨池公園多目的屋内運動場 (所管課：スポーツ課)

委託費の額 35,449,700円 (令和2年度決算額)

(ウ) 吉田文化体育センター、吉田多目的屋内運動場、吉田運動場
(所管課：スポーツ課)

委託費の額 41,438,100円 (令和2年度決算額)

(エ) 桜島総合体育館、桜島溶岩グラウンド、桜島多目的広場
(所管課：スポーツ課)

委託費の額 50,801,300円 (令和2年度決算額)

(オ) 喜入総合体育館、喜入総合運動場、喜入武道館
(所管課：スポーツ課)

委託費の額 36,671,800円 (令和2年度決算額)

ウ 株式会社総合人材センター

所在地 鹿児島市大黒町4番11号日宝いづろビル

区分 公の施設の指定管理者

施設名 (ア) 勤労青少年ホーム (所管課：青少年課)

委託費の額 33,606,100円 (令和2年度決算額)

(イ) 勤労女性センター (所管課：生涯学習課)

委託費の額 31,863,700円 (令和2年度決算額)

(2) 対象範囲

原則として令和2年度に執行された事業又は業務

4 監査の着眼点

令和2年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、負担金については、事業が負担の目的に沿って適正に行われているかを、出資団体については、事業が出資目的に沿って適正に運営されているかを、公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われているかを監査した。

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係者

から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局、監査対象局部課及び団体の執務室、監査対象となる公の施設

(2) 実施日程

令和3年8月3日から令和3年10月6日まで

7 監査の結果

各団体の監査結果は次のとおりであった。

(1) 公益財団法人鹿児島市スポーツ振興協会（補助金等、出資金）

負担金については、事業が負担の目的に沿って適正に行われていると認めた。

出捐金については、事業運営が出資目的に沿って適正になされていると認めた。

(2) 株式会社ニチガスクリエイト（公の施設の指定管理者）

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿っておおむね適正に行われていたが、一部に改善を要する事項があった。

[指摘事項]

- 市民体育館、吉田文化体育センター、吉田多目的屋内運動場、吉田運動場、桜島総合体育館、桜島溶岩グラウンド、桜島多目的広場、喜入総合体育館、喜入総合運動場、喜入武道館の施設等の一部使用の許可申請については、それぞれの管理規則に定める使用許可申請書を使用しておらず、また、使用許可書を交付していない。

[意見]

- 鹿児島市民体育館等の管理規則によると、施設等の使用許可を受けようとする者は、専用使用又は一部使用にかかわらず使用許可申請書を提出し、指定管理者は使用許可書を交付することとなっている。しかしながら、一部使用に関する手続きは、施設ごとに様々な取り扱いとなっていることから、所管課においては、利用者の利便性や事務処理の効率化等を勘案して、適切な対応を図られたい。（スポーツ課）

(3) 株式会社総合人材センター（公の施設の指定管理者）

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われていると認めた。

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区 分	基 準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの